

刑事司法と福祉

専門教育科目 / 1 単位 / T 授業

担当教員 藤原 幸子

■使用テキスト

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（編集）
『最新・社会福祉士養成講座第10巻 刑事司法と福祉』中央法規出版

◆参考テキスト

講義概要・一般目標

更生保護は、犯罪を犯した者や非行少年の立ち直りを支援し、再び犯罪や非行に陥ることがないように、地域社会の中で必要な指導や助言、円滑な社会復帰や社会的自立を支援することを目的としている。本講義では、更生保護制度に関わる制度、更生保護制度の担い手、関係機関・団体との連携について理解する。また、司法領域でソーシャルワークが必要とされる根拠と背景、更生保護における近年の動向と課題に関する知識の習得を目指す。DP(1)(2)(3)(4)(5)

到達目標

- 1) 司法分野でソーシャルワークが必要となった背景を説明することができる。
- 2) 相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。
- 3) 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。
- 4) 犯罪被害者支援分野で活動する組織、団体および専門職について理解する。
- 5) 刑事・司法・少年司法分野の他機関等との連携のあり方について理解する。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第1章 更生保護制度の概要

この章のポイント

更生保護法第1条に、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」ことを掲げている。更生保護の内容は、仮釈放等、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪被害者等にかかわる制度、恩赦、犯罪予防活動と多岐にわたり、福祉との関連も踏まえ理解する。

第2章 更生保護制度の担い手

この章のポイント

日本の更生保護制度は、官民協働態勢に大きな特徴がある。本章では、更生保護制度の担い手である保護観察官、保護司、更生保護施設、民間協力者（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主）の概要について理解する。

第3章 更生保護制度における関係機関・団体との連携

この章のポイント

更生保護は刑事司法以外の機関や団体と連携して業務を展開している。本章では、裁判所、検察庁、矯正施設、児童相談所、公共職業安定所・自治体等、民間団体との連携を理解する。

第4章 医療観察制度の概要

この章のポイント

2003年、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）」が成立した。本章では、本法の概要について理解する。

第5章 更生保護の実際と今後の展望

この章のポイント

本章では、保護観察官と社会復帰調整官の業務の実際について理解する。